

市民の皆様へ

新型コロナウイルス感染防止対策にかかる南相馬市長メッセージ

明けましておめでとうございます。

市内においては、市民の皆様のご協力とご努力により、現状大きな感染の広がりを抑えている状況であり御礼申し上げます。

一方で、報道等でご案内のとおり、首都圏を中心に感染拡大に歯止めがかからない状況が続いていることから、東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県を対象区域として、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第32条に基づく、緊急事態宣言()の発出が検討されています。

緊急事態宣言とは：対象が一部地域だとしても、法律の規定上「全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある」場合に発出される。

また、市内のこれまでの感染例を見ると、感染拡大地域との往来が起因と推測される事例が多くなっています。これからのシーズンでは、受験生やその保護者の方にとっても非常に重要な時期となります。

このような状況を踏まえ、以下についてご確認・ご注意をお願い申し上げます。

1. 1都3県においては、これまでに比べ感染リスクが高まっていることを踏まえ、1都3県との往来については、その必要性を含め、慎重な行動をお願いいたします。オンライン会議の活用や日程の変更などをご検討ください。
2. 年末年始に、1都3県との往来があった方については、リモートワークのさらなる活用や、飲食を伴う懇親会への参加を自粛するなど、できる限りの配慮をお願いします。
3. これまでもお願いしてきましたが、飲食については、なるべく普段から一緒にいる方と、少人数・短時間で実施していただきますようお願いいたします。

市民の皆様のご協力をいただきながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。引き続き、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

2度目の緊急事態宣言の発出となれば、新たな局面を迎えることとなります。国・県・市が出します情報に十分ご留意をお願いします。

令和3年1月5日 午前10時00分現在

南相馬市長 門馬和夫